

「いきいきタクシー券」事業の終了について

4月1日から「小川町デマンドタクシー」が運行開始となります。それに伴い、平成27年度から実施してきました「いきいきタクシー券」事業は平成30年3月31日をもって終了しました。

4月からは、障害者手帳をお持ちのかたには「生活圏の拡大と社会参加の促進を図る」ため「福祉タクシー券」事業が実施されます。

75歳以上の利用者の皆さんには「高齢者等の外出を支援する公共交通施策」として「小川町デマンドタクシー」が本格運行しますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

※申請済みのかた、実証実験の際に登録したかたの申請は必要ありません。

平成30年3月31日まで		平成30年4月1日から	
いきいきタクシー券事業	75歳以上のかた	デマンドタクシー (16歳以上の住民のかた)	利用料金 運行(片道)1台につき 500円 (支払いは現金のみ)
	障害者手帳をお持ちのかた		福祉タクシー 初乗り運賃相当額を助成

～「福祉タクシー券」を交付します～

障害のある方へのタクシー利用料の一部を助成する事業として「福祉タクシー券」を下記のとおり交付しますので、ご希望の方は申請をしてください。

対象 小川町在住で、以下のいずれかに該当するかたです。

- (1) 身体障害者手帳1、2、3級、または下肢の4級をお持ちのかた
- (2) 療育手帳(みどりの手帳)㉔、A、Bをお持ちのかた

※障害者支援施設等に入所していないかたが対象となります。

内容 タクシーの初乗り運賃相当額の助成券を交付します。※デマンドタクシーを利用する時には利用できません。

○助成券の交付枚数は、1か月あたり2枚とし24枚までを交付します。

例) 4月申請は24枚、5月申請は22枚となります。

○交付された本人が乗車するとき、1回の乗車で1枚利用できます。

○助成券の有効期限は、平成31年3月31日までです。

○利用できるタクシーは埼玉県との協定を締結している協会に加入している事業者などです。

申請受付 下記の期日及び場所で交付申請を受付けます。

期 日	場 所	受付時間
4月3日(火)	リリックおがわ(町民会館) 1階 ホール	午前9時から 午後4時まで
4月4日(水)以降 (土、日、祝日除く)	役場1階 健康福祉課窓口	午前8時30分から 午後5時15分まで

申請時持ち物 ○身体障害者手帳、療育手帳 ○印鑑

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のための書類(運転免許証・保険証など)と印鑑が必要です。

問合せ いきいきタクシー券・福祉タクシーに関すること：健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 151

デマンドタクシーに関すること：都市政策課 都市政策担当 ☎ 251

--	--

小川町長選挙のお知らせ

任期満了に伴う小川町長選挙を次のとおり執行します。

告示日 5月22日(火) **選挙期日** 5月27日(日)

開票 5月27日(日) 午後8時50分～小川町役場 3階大会議室

なお、立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

日時 4月24日(火) 午後1時30分 **場所** 小川町役場 3階大会議室

※立候補予定者には『立候補予定者に関する調』を提出していただきます。書類は、選挙管理委員会に用意してあるほか、町のHPからダウンロードできますので事前にご記入のうえ、説明会当日にご持参ください。

※出席者は、1候補予定者につき3人以内でお願いします。

問合せ 小川町選挙管理委員会 ☎ 212

小川町障害児(者)生活サポート事業

生活サポート事業とは 身体障害・知的障害・精神障害・難病等により、日常生活や社会生活にお困りの方に、町に登録してある団体が、一時預かり、送迎、外出付添いなどのサービスを提供した場合に利用料の一部を助成する事業です。

対象 身体障害者手帳、療育手帳及び精神福祉手帳の所持者並びに難病患者等

*在宅時のサービス利用が対象となるので、入所や入院中は利用できません。

利用方法

*利用希望者は町に登録申請が必要です。登録申請後、利用券を発行します。

*利用の際には必ず、登録団体に電話等で予約が必要です。

*サービス利用後に利用料と実費等を登録団体に支払います。その際、一緒に利用券を渡します。利用券は30分あたり1枚必要です。

*障害福祉サービスや介護保険等で同様のサービスがある場合はそちらが優先されます。

利用料(利用者負担額で登録団体に支払ます) 350円(30分あたり)・700円(1時間あたり)

※実費等：食費、入場料、交通費等の実費は別途必要です。

利用料の助成(登録団体に対する助成額で利用券を渡します) 1枚/30分あたり・2枚/1時間あたり

利用申請登録受付 健康福祉課 障害福祉担当(役場1階)

申請時持ち物 障害者手帳、印鑑 ※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のための書類(運転免許証・保険証など)と代理人の印鑑が必要です。

登録団体

登録団体名	住 所	電 話	F A X
ケアサポートすずらん	小川町小川 732-10	72-5716	72-5301
たすけあいほっとライフ小川	小川町腰越 469-1	71-5605	71-5606
ふれあいやまびこ会	東秩父村御堂 633-1	82-1243	81-2520
ファミリーサポートセンター昴	東松山市松葉町 2-17-43	25-3353	25-3732
ライフサポート部のびる	寄居町末野 2044	0485-81-8050	0485-81-8850
生活支援サービスのぞみ 深谷営業所	深谷市長在家五号林 2659-1	0485-77-5318	0485-11-1714
ヘルパーステーションあんずの里	東松山市白山台 19-2	34-5488	81-7211
生活サポートセンターカミン	深谷市宿根 1297	0485-72-8830	0485-72-8829
福祉事業所 サンメイト	滑川町みなみ野 3-13-15-102	81-5191	81-5194

※生活サポート事業以外の法的サービスが利用できる場合もありますのでご相談ください。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 151

--	--